

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容</p> <p>本年5月に改正会社法が施行され、6月にコーポレートガバナンス・コードの適用が開始されるなど、近年コーポレートガバナンス改革が大きく進展。また、日本再興戦略改定2015においても、引き続きコーポレートガバナンスの強化が謳われている。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、我が国企業が「稼ぐ力」向上させ、中長期的な収益性・生産性を高めていくことが必要。以上の問題意識から、コーポレートガバナンスが強化されている上場企業等を対象に、役員給与の損金算入が認められる範囲の見直し等を講じ、売上高やROE等の利益以外の指標や、中長期の指標への対応を含め、多様な業績連動報酬や株式報酬の導入を促進し、企業経営者に「攻めの経営」を促す。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号（第2章1節1款）、同法第72条の23第1項（第2章2節2款）、同法第292条第1項第3号（第3章1節1款）</p> <p>地方税法第23条第1項第2号（第2章1節1款）、同法292条第1項第2号（第3章1節1款）</p>		
減収見込額	[初年度] ( - )	[平年度] ( - )	(単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国企業の役員報酬は固定報酬の割合が高く、業績向上のインセンティブが効きにくい状況。このため、多様な業績連動報酬や株式報酬の導入を促進すること等により、中長期の企業価値の向上に対するインセンティブを付与し、経営者の「攻めの経営」を後押しする。</p> <p>(2) 施策の必要性 (施策の位置付け) コーポレートガバナンス改革の一環として、日本再興戦略改定2015（注1）や、コーポレートガバナンス・コード（注2）においても、経営陣の「攻めの経営」を後押しするため、業績連動報酬や株式報酬による企業価値向上のためのインセンティブ付与の重要性が盛り込まれている。</p> <p>注1：一、日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 「攻めの経営」の促進 ①コーポレートガバナンスの強化 コーポレートガバナンスの強化策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブ付与を目的に、株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることが盛り込まれている。</p> <p>注2：原則4-2. 取締役会の役割・責務(2) 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うべきことが示され、経営陣の報酬についても、中長期的な会社の業績等を反映させたインセンティブ付けを行うべきことや、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合についても適切に設定すべきとされている。</p> <p>(税法の状況) 現行の法人税法第34条第1項各号の役員給与の損金算入要件、特に第3号の利益連動給与の要件については厳格であり、また、近年欧米で発達しているパフォーマンスシェアやリストラクテッド・ストックといった新たな株式報酬について税務上の取扱いが不明確であるという課題が存在。</p> <p>(求められる対応) こうした状況を踏まえ、我が国企業の「稼ぐ力」向上に向け、我が国企業の中長期的な収益性・生産性向上を実現するべく、コーポレートガバナンスが強化されている上場企業等を対象に、役員給与の損金算入が認められる範囲の見直し等を講じることにより、多様な業績連動報酬や株式報酬の導入を促進し、企業経営者に「攻めの経営」を促すことが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-1 経済基盤
	政策の達成目標	役員に対する多様な業績連動報酬や株式報酬の導入促進等を通じ、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを付与し、経営者による「攻めの経営」を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	法人税法本則による措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	全上場企業 3,476 社（平成 27 年 7 月 31 日時点）のうち、コーポレートガバナンスが強化されている上場企業等
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、役員に対する多様な業績連動報酬や株式報酬の導入が促進されること等により、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブの付与を通じて、経営者による「攻めの経営」を促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	コーポレートガバナンス改革を促進し、経営者による「攻めの経営」を後押しするためには、税制もこれに即したものである必要がある。 しかしながら、現行の税制は、業績連動報酬や株式報酬の導入促進等を行うに当たり、企業にとって積極的な活用を促しがたいボトルネックとなっている箇所もあることから、政策の趣旨や企業の実態に即した形で見直しを図ることが適切である。 また、本措置は、近時のコーポレートガバナンス改革の動向も踏まえ、コーポレートガバナンスが強化されている上場企業等を対象にするものであり、政策手段としては適切である。
ページ	10-3	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 18 年度税制改正要望において「一定の範囲の業績連動型役員報酬・役員賞与の税務上の取扱（損金不算入）の見直し」を行い、平成 18 年 4 月創設。</p>
<p>ページ</p>	<p>10—4</p>